

②「水生生物の保全に係る水質環境基準」に関する新たな項目の設置等について ～国の水生生物保全水質環境基準の類型指定の考え方～

(環境省通知, 中央環境審議会答申及び検討会資料等より抜粋)

1 類型指定の考え方

(1) あてはめる水域

ア あてはめが必要な水域

水産を利水目的としている水域のみならず, 水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてにあてはめ。汚染が著しく進行, 又は進行するおそれがある水域を優先。

イ あてはめを行う水域区分

従来の生活環境項目に係る水域区分を最大限活用。産卵場及び幼稚仔の生息の場について, 淀み等の部分にのみあてはめるのではなく, 連続するような場合には一括してあてはめ。

ウ 達成期間

将来水質の見通しを明らかにし, 環境基準の達成期間を設定。

(2) 水生生物の生息状況の適応性の判断

ア 水質の状況

イ 水温の状況

ウ 水域の構造等の状況

エ 魚介類の生息状況 (分類は別表による。)

オ 産卵場 (繁殖場) 及び幼稚仔の生育場に関する情報

⇒あてはめに当たって把握すべき情報

魚介類調査結果, 既存調査結果, 漁協等に対するヒアリング結果

漁業権の設定状況, 保護水面等の設定状況

河床構造, 河川改修計画

水温

産卵場及び幼稚仔の生息の場の設定, 生育状況

表 主な魚介類の水域区分分類

生物A	魚類	サケ科	ヤマメ, サクラマス, サツキマス, アマゴ, イワナ, サケ
		カジカ科	カジカ
生物B	魚類	ウナギ科	ウナギ
		コイ科	コイ, フナ類 (ギンブナ, ゲンゴロウブナ), オイカワ, ウグイ
		ドジョウ科	ドジョウ
		ナマズ科	ナマズ
		ボラ科	ボラ
		ハゼ科	ヨシノボリ類 (トウヨシノボリ, カワヨシノボリ等)
	甲殻類	テナガエビ科	テナガエビ, スジエビ
		イワガニ科	モクズガニ
		シジミ科	ヤマトシジミ
	その他	魚類	キュウリウオ科
コイ科			モツゴ, ニゴイ, ビワヒガイ, タモロコ, カマツカ
ドジョウ科			シマドジョウ
ギギ科			ギギ
サンフィッシュ科			ブルーギル, ブラックバス
甲殻類		アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ
		サワガニ科	サワガニ
貝類		カワニナ科	カワニナ

※アユ, ワカサギについては, 冷水性の水生生物としての扱いが検討された経緯もあるが, 水温の適応範囲が広いこと及び生息分布の情報を踏まえると, 類型指定に当たっての活用が難しいと考えられたため, その他の水生生物に分類されている。